

【GoTo対象】西日本観光周遊ドライブパス<九州> 利用約款

令和2年9月11日制定

令和2年10月23日改定

(通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する「西日本観光周遊ドライブパス<九州>」（以下、「ドライブパス」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 給付対象商品 サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領（以下、「取扱要領」といいます。）に定める宿泊商品、宿泊を伴う旅行商品及び日帰り旅行商品をいいます。
- 六 旅行事業者等 別表3に定める当社と連携して給付対象商品を提供する旅行事業者等をいいます。
- 七 宿泊施設等 給付対象商品により利用する宿泊施設等をいいます。
- 八 給付額 取扱要領に定める給付金給付額をいい、給付対象商品の代金の2分の1の金額となります。（ただし、1人1泊あたり20,000円が上限となります。）
- 九 旅行代金割引額 取扱要領に定める旅行代金の割引として給付される給付額をいい、給付額の10分の7の金額となります。ただし、給付額に10分の7を乗じた額に1円未満の端数が生じる場合は、小数点以下第一位を切り捨てることにより、1円単位とします。
- 十 地域共通クーポン 給付対象商品に付随して配布される土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで利用できる共通クーポンをいいます。
- 十一 地域共通クーポン額 取扱要領に定める地域共通クーポンとして給付される給付額をいい、給付額の10分の3の金額となります。ただし、給付額に10分の3を乗じた額に1,000円未満の端数が生じる場合は、百の位を四捨五入することにより、1,000円単位とします。
- 十二 クーポン番号 旅行者の給付対象商品に対する旅行代金割引額及び地域共通クーポン額を識別するため、旅行事業者等が付与する英数字をいいます。

(対象自動車)

第3条 ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下、「法」といいます。）第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。）のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する自動車による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、令和2年9月18日（金）から令和3年2月1日（月）までの間（令和3年1月31日（日）までに利用を開始する場合に限りです。）とします。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」といいます。）の感染拡大防止等のため、当社が必要と認める場合には、ドライブパスのプランのうち一部または全部について、適用または第6条第1項に定める申し込みの受付の終了または一時停止を行う場合があります。また、当社に割り当てられた給付額の範囲を超過した場合には、第6条第1項に定める申し込みの受付の終了または一時停止を行う場合があります。

2 ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大2日間、3日間または4日間（利用開始日の0時から利用終了日の23時59分まで。ただし、利用開始日に申し込みを行う場合は、申し込みが完了した時点から利用終了日の23時59分まで。）（以下、「利用期間」といいます。）に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 各通行の利用日の判定は、次の各号に定めるとおり行います。

- 一 入口発券方式の区間では、その通行にかかる入口料金所または出口料金所（本線料金所が設置されている場合は本線料金所を、通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナが設置されている場合は通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナを含みます。）の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。
- 二 単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

(対象区間等)

第5条 ドライブパスは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 別表2に定める乗り放題エリア内のIC相互間の通行（回数の制限はありません。）
- 二 乗り放題エリア内のICから流入し乗り放題エリア外のICで流出する通行または乗り放題エリア外のICから流入し乗り放題エリア内のICで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った乗り放題エリア内のICと当該通行における乗り放題エリア内の端末ICとの間の通行（当該通行における乗り放題エリア内の端末ICと流出または流入を行った乗り放題エリア外のICとの間の通行料金のお支払いが別途必要となります。）（以下、前号の通行と合わせて「周遊走行」といいます。）

(申し込み等)

第6条 ドライブパスの利用にあたっては、旅行事業者等が提供する給付対象商品の申し込みまたは予約（以下、「宿泊予約等」といいます。）を行ったうえで、ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまで（前条第1項第2号に定める通行のうち、乗り放題エリア外のICから流入し乗り放題エリア内のICで流出する通行の場合は、乗り放題エリア外のICから流入するまでとします。以下同じ。）に申し込みが必要です。

- 2 前項の申し込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト（以下、「ウェブサイト」といいます。）において、別表1に定めるプランのうち利用するプラン、利用開始日及び期間、利用車種、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用になるETCカードの番号及びその有効期限（以下、「ドライブパス申込情報」といいます。）並びにクーポン番号、宿泊施設等が所在する都道府県並びにチェックイン日及びチェックアウト日（以下、「宿泊情報」といいます。）を登録することにより行います。
- 3 前項により登録しようとする宿泊情報が、次の各号のすべてを満たす場合に限り、ドライブパスの申し込みを受け付けます。
 - 一 登録しようとする宿泊情報について、旅行事業者等が提供する給付対象商品のうち、高速道路周遊パス（当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社（以下、「三会社」といいます。）が実施するドライブパスに類する割引を総称していいます。以下同じ。）との連携対象とされている給付対象商品にかかるものであり、かつ、キャンセル等により効力を失っていないものであると、当社が確認できること。
 - 二 登録しようとする宿泊情報と同一の宿泊情報による高速道路周遊パスの申し込みが、他に行われていないこと。
 - 三 旅行事業者等が提供する給付対象商品に適用される給付額とドライブパスの利用料金に適用される給付額を合算した額が、給付額の上限額（1人1泊あたり20,000円）を超えないこと。
 - 四 宿泊施設等の所在する都道府県が、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県または鹿児島県のいずれかであること。
 - 五 チェックイン日からチェックアウト日までの期間の一部または全部の日が、ドライブパスの利用期間の一部または全部の日と重複していること。
- 4 前2項により申し込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申し込みを有効とします。
- 5 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらずドライブパスの申し込みを無効とし、すべての通行についてドライブパスの適用はありません。
 - 一 ドライブパス申込情報の入力为正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 二 申込時に登録したETCカードが利用可能であること。
 - 三 申込時に登録したETCカードの名義がドライブパス利用者またはその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。ただし、レンタカー店舗にてETCカードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません。（なお、三会社が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申し込みいただけません。）

(申込内容の変更)

第7条 ドライブパスの申込内容（前条第2項の定めにより登録した事項をいいます。以下同じ。）について変更が必要な場合は、ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまでにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、ドライブパスの申込内容を変更することができます。ただし、利用するプランまたは宿泊情報を変更する場合は、第12条の解約手続きを行ったうえで、前条第2項の申し込みが必要です。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、ドライブパスの適用対象となる通行を開始した以降は、申込内容の変更はできません。

- 2 ドライブパスの申込後、旅行事業者等が提供する給付対象商品を変更する場合や、旅行事業者等から付与されたクーポン番号が変更になる場合は、ドライブパスについても、第12条の解約手続きを行ったうえで、前条第2項の申し込みが必要です。解約手続き及び申し込みが行われない場合、宿泊施設等の利用が確認できず、ドライブパスの利用料金に対して給付額が適用されません。

(利用方法)

第8条 ドライブパスを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する自動車及びETCカードの利用により第5条第1項の各号に定める通行を行ってください。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードを自動車に搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 3 料金所のETCレーンが閉鎖している場合は、次の各号に定めるとおり通行してください。
 - 一 入口発券方式の区間において、入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。（料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。）
 - 二 入口発券方式の区間において、出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。（料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。）
 - 三 単純支払方式の区間において、料金をお支払いいただく料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。（料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。）

(料金及び請求)

第9条 ドライブパスは、利用期間内に初めて行う周遊走行の完了をもって利用があったものとみなし、ドライブパスの適用対象となる全ての通行にかかる通行料金の合計を別表1に定めるドライブパスの利用料金の額とし、別表1の◎欄に掲げるお支払い実額を適用します。

- 2 前項に定めるお支払い実額を適用し、第7項の定めにより請求した後、次の各号の一に該当する場合、当該ドライブパスの申し込みは給付対象商品とならないものとみなし、前号により適用したお支払い実額と別表1のⒶ欄に掲げる利用料金との差額（別表1のⒷ欄に掲げる旅行代金割引額となります。）を請求します。

- 一 旅行事業者等が提供する給付対象商品に対して、給付額が適用されないことが判明した場合
 - 二 給付対象商品による宿泊施設等の利用が行われなかったことが判明した場合
 - 三 ドライブパスの申込後、旅行事業者等が提供する給付対象商品が解約されたことが判明した場合
 - 四 ドライブパスの申込後、旅行事業者等が付与したクーポン番号が変更またはキャンセルされたことが判明した場合
 - 五 その他、旅行事業者等から受領したドライブパスの申込者の宿泊予約等に関する情報との照合において、宿泊施設等の利用が確認できなかった場合
- 3 第5条第1項第2号に定める通行を行った場合、流入または流出を行った乗り放題エリア内のICと当該通行における乗り放題エリア内の端末ICとの間（以下、「乗り放題エリア区間内」といいます。）の通行はドライブパスの適用対象となりますが、当該通行における乗り放題エリア内の端末ICと流出または流入を行った乗り放題エリア外のICとの間（以下、「乗り放題エリア区間外」といいます。）の通行料金のお支払いが別途必要となります。この場合、当該通行における乗り放題エリア内の端末ICは、乗り放題エリア内のいずれかのICのうち、流出または流入を行った乗り放題エリア外のICとの間の料金が最も安価となるICとします。そのため、実際の通行経路外にあるICが乗り放題エリア内の端末ICとなる場合があります。
 - 4 各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金（ETC時間帯割引等が適用された通行の場合における当該割引後の料金を含みます。以下同じ。）となります。
 - 5 クレジットカード会社またはETCパーソナルカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。）が発行する請求書には、ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されず、ドライブパスの利用料金にかかる請求明細が記載されます。
 - 6 ETCマイレージサービスの還元額明細及びETC利用照会サービスの利用明細に記載されたドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認し、ドライブパスの利用料金が確定（以下、「利用料金の確定」といいます。）した後、ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去し、ドライブパスの明細（企画割引～〇〇IC）に変更されます（ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去した後、ドライブパスの明細を表示するまでの間、一時的にいずれの明細も表示されない場合があります）。
 - 7 ドライブパスの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社またはETCパーソナルカード事務局より請求されます。
 - 8 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、ドライブパスの利用料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、ドライブパスの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社またはETCパーソナルカード事務局から請求されます。
 - 9 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下、「未決済残高」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下、「利用限度額」といいます。）を上回ると、利用停止となる場合があります。未決済残高は、利用料金の確定までの間、ドライブパスの利用金額にかかわらず、通常料金をもとに計算するため、未決済残高がドライブパスの利用金額と比べて、一時的に高額となり利用限度額を上回ることがありますので、ドライブパスを利用する前の未決済残高にご利用予定区間の通常料金を加えた額が、預託いただいたデポジットの80%相当額を上回らないことをあらかじめご確認のうえ、ご利用くだ

さい。

(他の割引等との適用関係)

第10条 ドライブパスの利用には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。(平日朝夕割引時間帯の走行でも、ドライブパスの対象となった通行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

- 2 ETCマイレージポイントの付与は、前条第1項に定めるドライブパスの利用料金の額(前条第1項の場合は別表1の◎欄に掲げるお支払い実額、第2項の場合は別表1の㊦欄に掲げる利用料金と◎欄に掲げるお支払い実額との差額とします。)に対して適用します。ただし、前条第7項によりETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされる部分やETCマイレージポイントが付与されない区間の利用に相当するETCマイレージポイントは付与されません。
- 3 前項により付与するETCマイレージポイントは、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります。)の属する月の翌月20日までに付与します。
- 4 ドライブパスの利用期間の一部または全部と重複して、ドライブパス以外の高速道路周遊パスに申し込みを行った場合(ドライブパスの複数のプランに申し込みを行った場合を含みます。)、各高速道路周遊パスの利用約款に基づき、三会社が相当と認める額により各高速道路周遊パスの利用料金と乗り放題エリア区間外の通行料金を決定し、当該額を請求します。

(適用対象外及び無効)

第11条 各通行が次の各号の一に該当する場合はドライブパスの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用して行った通行
- 二 申込時に登録した車種より上位の車種に属する自動車で行った通行
- 三 申込時に登録した利用期間外の日(利用開始日に申し込みを行った場合、利用開始日の0時から申し込みが完了した時点までを含みます。)に行った通行
- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する自動車ドライブパスを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する自動車によりドライブパスを利用したもののみなします。
- 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、ドライブパスの申し込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
 - 一 ETC無線通信による通行が不可能な自動車で行ったとき
 - 二 通行料金の支払いに必要な情報が正しくセットアップされていないETC車載器を使用して通行したとき
 - 三 申込時に登録したETCカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき
 - 四 前3号に掲げるもののほか、不正な通行の手段としてドライブパスを利用したとき
- 4 ドライブパスの適用後に第1項または第3項に該当することが判明した場合は、ドライブパスの適用を取り消し、第1項に該当する場合は各通行にかかる通行料金のお支払いが、第3項に該当する場合は利用期間中における全ての通行について通常料金でのお支払いが必要となります。

(解約等)

第12条 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行った場合は、以後の通行にかかわらずドライブパスの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払い戻し及び一部返金はいりません。また、実際に通行した区間の通行料金の合計がドライブパスの利用料金を下回る場合（第9条第2項が適用される場合にあって、別表1の④欄に掲げる利用料金を下回る場合を含みます。）でも、払い戻し及び差額の返金は一切行いません。

- 2 ドライブパスについて解約が必要な場合は、ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまでにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、ドライブパスを解約することができます。なお、解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
- 3 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行わなかった場合は、申込時に遡って解約されたものとみなし、ドライブパスの利用料金は請求いたしません。ただし、ドライブパスを含む複数の高速道路周遊パスに利用期間の一部または全部が重複する申し込みを行い、ドライブパスを解約しなかった場合において、ドライブパス以外の高速道路周遊パスの乗り放題エリア区間内のみを通行した場合であっても、ドライブパスの利用料金を請求することがあります。
- 4 旅行事業者等が提供する給付対象商品を解約する場合や、旅行事業者等から付与されたクーポン番号をキャンセルする場合は、それらの解約またはキャンセルのほかに、ドライブパスについても、第12条の解約手続きが必要です。解約手続きを行わないまま高速道路を利用された場合、ドライブパスの利用料金を請求することがあります。

(地域共通クーポンの取り扱い)

第13条 ドライブパスの申込者は、宿泊予約等のうち令和2年10月1日（木）以降のものにかかるドライブパスの申し込みについて、次の各号の一に該当する場合、宿泊施設等において地域共通クーポンの発行を受けることができます。なお、地域共通クーポンの発行を受けていない場合であっても、第9条第1項の各号の規定は適用されるものとします。

- 一 旅行事業者等が交付するドライブパスにかかる地域共通クーポンの発行枚数を証した書面または第6条第4項に定めるインターネットメールを印刷した書面に高速道路の休憩施設（サービスエリアまたはパーキングエリア）に設置するハイウェイ・スタンプを押印し、当該書面を宿泊施設等で提示した場合
 - 二 前号に定める書面に加えて、高速道路をご利用の際、料金所の一般レーンにおいて発行する利用証明書を宿泊施設等で提示した場合（料金所の一般レーンにおいて利用証明書の発行を受ける場合は、第8条第3項第2項または第3項に定める方法により通行するものとします。）
 - 三 その他、ドライブパスの申し込みを行ったうえで、ドライブパスの対象となる通行を行ったことが明白であると宿泊施設等において認められる場合
- 2 前項により発行を受けることができる地域共通クーポン額は、旅行事業者等が提供する給付対象商品に適用される給付額とドライブパスの利用料金に適用される給付額を合算した額に基づき、算出するものとします。
 - 3 地域共通クーポンの発行後、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域共通クーポンを回収するものとします。
 - 一 ドライブパスの対象となる通行を行うことなく、地域共通クーポンの発行を受けたことが判明した場合

- 二 事実と異なる事項を登録することにより、地域共通クーポンの発行を受けたことが判明した場合
 - 三 第12条に定める解約を行った場合
 - 四 その他、地域共通クーポンの発行を不正に受けたと当社が認めた場合
- 4 当社は、発行された地域共通クーポンについて、その理由の如何にかかわらず、換金及び返金等を行わないものとします。

(個人情報の保護)

第14条 ドライブパスの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

- 2 前項に加えて、当社は第13条に定める地域共通クーポンをドライブパスの申込者に提供するため、旅行事業者等に対して、必要な範囲内で、ドライブパスの申込者のクーポン番号並びにドライブパスの申込番号、名称、利用料金（別表1の④欄に掲げる額を指します。）、利用開始日及び利用終了日を提供します。
- 3 前2項に加えて、当社は第9条第1項に定めるドライブパスの利用料金への給付額の適否を判定するため、旅行事業者等から、必要な範囲内で、ドライブパスの申込者の宿泊予約等に関する情報を受領します。

(免責事項)

第15条 当社は、次の各号に掲げるときには、ドライブパスの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、ドライブパスの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき。
- 四 通行止め、通行規制（特定の自動車に限定して行われる通行規制を含みます。）または渋滞により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 自動車の故障等、当社の責めに帰すことができない事由により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。

(本約款の以外の規定の適用)

第16条 本約款に定める事項のほか、Go To トラベル事務局または旅行事業者等が定める約款その他の規約等がある場合には、当該約款その他の規約等も適用されます。

(約款の変更)

第17条 当社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：プラン、利用期間及び利用料金

(税込、単位：円)

プラン名	乗り放題エリア	利用日数	車種	利用料金		
				利用料金 ①	旅行代金割引額 ②	お支払い実額 ③
九州乗り放題プラン	九州全域エリア	3日間	軽自動車等	6,300	2,205	4,095
			普通車	7,900	2,765	5,135
		4日間	軽自動車等	7,100	2,485	4,615
			普通車	8,900	3,115	5,785
熊本・佐賀・長崎 乗り放題プラン	熊本・佐賀・長崎 エリア	2日間	軽自動車等	4,500	1,575	2,925
			普通車	5,600	1,960	3,640
熊本・大分・福岡 乗り放題プラン	熊本・大分・福岡 エリア	2日間	軽自動車等	4,500	1,575	2,925
			普通車	5,600	1,960	3,640
熊本・宮崎・鹿児島 乗り放題プラン	熊本・宮崎・鹿児島 エリア	2日間	軽自動車等	5,000	1,750	3,250
			普通車	6,300	2,205	4,095

別表2：乗り放題エリア

①九州全域エリア

道路名	区間
E2A 関門自動車道（関門橋）	下関IC～門司IC
E3 九州自動車道	門司IC～鹿児島IC
E3A 南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代JCT～日奈久IC
E3A 南九州自動車道（鹿児島道路）	市来IC～鹿児島西IC
E10 宮崎自動車道	えびのJCT～宮崎IC
E10・E78 東九州自動車道	北九州JCT～みやこ豊津IC 椎田南IC～宇佐IC 速見JCT・IC～佐伯IC 門川IC～清武南IC 末吉財部IC～隼人東IC
E10 東九州自動車道（椎田道路）	みやこ豊津IC～椎田南IC
E10 東九州自動車道（宇佐別府道路）	宇佐IC～速見JCT・IC
E10 東九州自動車道（延岡南道路）	延岡道路接続点～門川IC
E34 長崎自動車道	長崎IC～鳥栖JCT
E34 大分自動車道	鳥栖JCT～日出JCT
E35 西九州自動車道（武雄佐世保道路）	武雄南JCT～佐世保大塔IC
E35 西九州自動車道（佐世保道路）	佐世保大塔IC～佐世保中央IC
E77 九州中央自動車道	嘉島JCT～益城本線料金所

道路名	区間
E78 東九州自動車道（隼人道路）	隼人東IC～加治木JCT・IC
E96 長崎バイパス	長崎多良見IC～昭和町IC 川平IC～西山町IC
E97 日出バイパス	速見JCT・IC～日出IC

②熊本・佐賀・長崎エリア

道路名	区間
E3 九州自動車道	古賀IC～八代JCT
E3A 南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代JCT～日奈久IC
E34 長崎自動車道	長崎IC～鳥栖JCT
E34 大分自動車道	鳥栖JCT～筑後小郡IC
E35 西九州自動車道（武雄佐世保道路）	武雄南JCT～佐世保大塔IC
E35 西九州自動車道（佐世保道路）	佐世保大塔IC～佐世保中央IC
E77 九州中央自動車道	嘉島JCT～益城本線料金所
E96 長崎バイパス	長崎多良見IC～昭和町IC 川平IC～西山町IC

③熊本・大分・福岡エリア

道路名	区間
E2A 関門自動車道（関門橋）	下関IC～門司IC
E3 九州自動車道	門司IC～松橋IC
E10 東九州自動車道	北九州JCT～みやこ豊津IC 椎田南IC～宇佐IC 速見JCT・IC～佐伯IC
E10 東九州自動車道（椎田道路）	みやこ豊津IC～椎田南IC
E10 東九州自動車道（宇佐別府道路）	宇佐IC～速見JCT・IC
E34 長崎自動車道	鳥栖IC～鳥栖JCT
E34 大分自動車道	鳥栖JCT～日出JCT
E77 九州中央自動車道	嘉島JCT～益城本線料金所
E97 日出バイパス	速見JCT・IC～日出IC

④熊本・宮崎・鹿児島エリア

道路名	区間
E3 九州自動車道	熊本IC～鹿児島IC
E3A 南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代JCT～日奈久IC
E3A 南九州自動車道（鹿児島道路）	市来IC～鹿児島西IC

道路名	区間
E10 宮崎自動車道	えびのJCT～宮崎IC
E10・E78 東九州自動車道	門川IC～清武南IC 末吉財部IC～隼人東IC
E10 東九州自動車道（延岡南道路）	延岡道路接続点～門川IC
E77 九州中央自動車道	嘉島JCT～益城本線料金所
E78 東九州自動車道（隼人道路）	隼人東IC～加治木JCT・IC

別表3：当社と連携して給付対象商品を提供する旅行事業者等

株式会社ピアトゥー（STAYNAVI）
